



高速しが

令和6年
(2024)
4月号

発行 滋賀県高速道路交通安全協議会・滋賀県高速道路交通警察隊

春の全国交通安全運動が始まります!

◇運動の期間

4月6日(土)から4月15日(月)までの10日間

※4月10日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

◇運動の重点

① 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

- ・歩行者事故の多くは、飛び出しや車両の直前直後の横断によるものです。

子どもや高齢者をはじめ、歩行者を見たら徐行や一時停止し十分注意して運転しましょう。



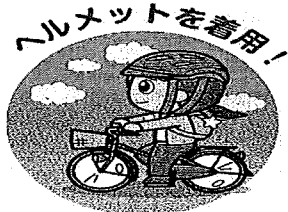
② 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

- ・信号機のない横断歩道の手前には、「横断歩道あり」の道路標識や路面標示(ダイヤモンド)が設置されています。横断歩道は歩行者優先の意識を持って運転しましょう。



③ 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

- ・夕方や夜間に自転車等を利用する場合は、反射材用品の取付や確実なライトの点灯を心がけましょう。
- ・自転車安全利用五則を守りましょう。



自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

★運動期間中、高速道路交通警察隊では、重大事故に直結する悪質・危険性のある速度超過、車間距離不保持、シートベルト非着用、携帯電話使用等の違反を重点にした交通指導取締りを強化します。

◇高速道路での車種別法定速度が変更されます◇

変更日 令和6年4月1日以降

【変更の概要】

◎ 大型貨物自動車及び特定中型貨物自動車に対する最高速度の制限が、
現行法定速度 80キロメートル毎時から
改正後法定速度 90キロメートル毎時
に引き上げられます。

◎ 但し、

トレーラー、大型特殊自動車、3輪の自動車は 80キロメートル毎時
その他の自動車は 100キロメートル毎時

と、法定速度は現行通りであることに注意してください。

このように、法定速度の引き上げは一部の大型貨物自動車に限られますので十分注意してください。

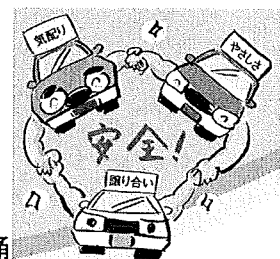
(参考):大型貨物自動車等とは、全長12m以下、全幅2.5m以下、全高3.8m以下、車両総重量8t以上、最大積載量5t以上を言う

特定中型貨物自動車とは、乗車定員が11人以上で最大積載が5t以上、車両総重量が8t以上である中型自動車を言う

高速道路を安全に利用するために

高速道路は大変便利で使いやすく日常生活に欠かせない重要な道路ですが、事故なく安全に利用するためには、運転する人がルール、マナーを守ることが重要です。

- 1 先行車との適切な車間距離を保つ
- 2 進路変更、追い越し時の安全確認
- 3 通行帯走行時はキープレフトの原則を守る



運転は、自分流ではなく周囲の交通状況に応じて、交通ルールを遵守し、運転マナーを意識して高速道路を安全に利用しましょう。

令和6年度滋賀県交通安全スローガン

※思いやり 乗せて走ろう 滋賀の道

※しがのみち とびだしぼうやが みているよ

※へるめっと かぶってまもろう こうつうるーる